相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍川崎市高津区下作延二丁目二七七番地、最後の住所横浜市都筑区牛久保町一八九七番地一　被相続人　亡　尼野　睦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十九日

横浜市中区尾上町三丁目三五番地有楽ビル八階

相続財産管理人　弁護士　牧浦　義孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市南区南太田一丁目八八番地、最後の住所横浜市南区南太田一丁目四一番六号　被相続人　亡　堀内美枝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十九日

横浜市中区山下町七四番地一大和地所ビル一一〇八号室

相続財産管理人　弁護士　巻嶋　健治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県足柄上郡山北町山北一九九九番地、最後の住所神奈川県足柄上郡山北町山北一九九八番地の二　被相続人　亡　石橋　祥宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十九日

神奈川県平塚市代官町一〇―一三ファーストビル代官町四階

相続財産管理人　弁護士　城田　孝子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県小田原市酒匂四丁目二八番地四、最後の住所神奈川県小田原市酒匂四丁目一〇番二四号　被相続人　亡　野嵜　千種

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十九日

神奈川県小田原市本町二丁目一番三号ＨＳビル二階まちかど法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石森加奈子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市北区葛塚三三二八番地、最後の住所新潟県佐渡市真野新町六二四番地二真野の里　被相続人　亡　長井　澄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十九日

新潟県佐渡市下久知七一二番地

相続財産管理人　熊谷　英男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市西蒲区福井一八七四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　伊藤　嘉之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十九日

新潟県新潟市西蒲区竹野町一四九〇番地

相続財産管理人　司法書士　浅野　南

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市東山区問屋町通正面上る鍵屋町四九七番地の一五、最後の住所静岡県静岡市清水区三保一六五九番地の一　被相続人　亡　八田　忠昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十九日

事務所静岡県静岡市葵区紺屋町一一番一九号静鉄紺屋町ビル七階杉山伸也法律事務所

相続財産管理人　弁護士　落合　恵子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県西尾市一色町大塚惣池五四番地一二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　渡辺　成仁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十九日

愛知県西尾市徳次町上十五夜三二番地二

相続財産管理人　弁護士　辻村　義之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県西尾市平坂町北町二五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　古居　見一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十九日

愛知県岡崎市祐金町一二五番地ジブラルタ生命岡崎ビル六階　山本健司法律事務所

相続財産管理人　弁護士　阿讃坊明孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県長浜市今荘町四二八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小林徳治郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十九日

滋賀県長浜市勝町一一五番地

相続財産管理人　司法書士　藤　貴子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府城陽市寺田市ノ久保三三番地一二三、最後の住所京都府城陽市寺田市ノ久保三三番地の一二三　被相続人　亡　石見　勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十九日

京都市中京区御幸町通竹屋町上ル　新井ビル三―二

相続財産管理人　弁護士　山口　智

第18期決算公告　平成25年９月19日

埼玉県東松山市大字石橋字沖仲801番１

関東シティフレイト株式会社

代表取締役　森　恒夫

貸借対照表の要旨（平成25年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	106,898
	固定資産	40,975
	資産合計	147,874
負債及び純資産の部	流動負債	60,709
	固定負債	9,433
	負債合計	70,143
	株主資本	77,730
	資本金	80,000
	利益剰余金	△2,269
	その他利益剰余金	△2,269
	（うち当期純利益）	(6,809)
	純資産合計	77,730
	負債・純資産合計	147,874

第30期決算公告　平成25年８月30日

札幌市白石区本通七丁目北１番12号

株式会社アカシヤ

代表取締役　手塚　幸夫

貸借対照表の要旨（平成25年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	173,266
	固定資産	83,432
	合計	256,698
負債及び純資産の部	流動負債	124,184
	固定負債	102,734
	株主資本	29,780
	資本金	75,000
	剰余金	△1,000
	資本準備金	△1,000
	利益剰余金	△44,220
	その他利益剰余金	△44,220
	（うち当期純損失）	(9,000)
	合計	256,698